

総務委員会会議録

令和元年7月2日(火)
(開会) 10:00
(閉会) 14:18

【 案 件 】

1. 議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)
2. 議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
3. 議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
4. 議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例
5. 議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 土地明渡等請求事件の経過について (財産活用課)
2. 公用車による交通事故の発生について (穎田支所市民窓口課)

○委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

令和元年5月1日の元号変更に伴いまして、平成31年度予算として議決をいただいた当初予算につきましては、全て令和元年度予算に読み替えていただきまして、今回の令和元年度補正予算に継続することになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。

「令和元年度補正予算資料」、3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で14億2511万4千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を663億6511万4千円にしようとするもので、表の下のほうに記載しておりますように、主に当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき事業に係る経費を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を追加いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を8042万9千円追加いたしております。

諸収入のプレミアム付商品券販売収入につきましては、低所得者・子育て世代支援を目的とした商品券の販売収入を8億4千万円計上いたしております。

市債につきましては、私立保育所整備補助事業、大日寺・吉原町線道路改良事業、体育館等建設事業に係る財源として追加いたしております。

5ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、総務費、企画費の共生社会ホストタウン推進事業費では、10月に開催予定の共生社会ホストタウンサミットに係る企画運営等委託料など、241万7千円を追加いたしております。

低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業費では、店舗が商品券を換金する際の原因となる

商品券販売収入を、換金業務の受託事業者に交付する補助金、現金収受における事故防止の目的で自動券売機の借上料など、8億4433万6千円を追加いたしております。

民生費、高齢者福祉費の介護保険事業費では、消費税率引き上げに伴う介護保険特別会計の介護保険料軽減分の補てんとして、国・県・市の保険料軽減負担金分の繰出金など、9800万4千円を追加いたしております。

その下の地域介護・福祉空間整備等事業費では、国の交付金を活用し、小規模有料老人ホーム2施設のブロック塀安全対策、認知症グループホーム2施設の非常用自家用発電設備整備に係る補助金、1561万4千円を計上いたしております。

児童措置費の私立保育所整備補助事業費では、国の交付金、県の補助金を活用し、幼稚園の認定こども園化に伴う施設整備事業費の補助金、2億7364万5千円を追加いたしております。

その下の市内私立保育所施設型給付費交付事業費では、幼児教育無償化に伴います臨時職員雇用経費、子ども子育て支援システム改造委託料、1366万7千円を追加いたしております。

2つ下の黒丸の、未婚の臨時給付金事業費では、消費税率引き上げに伴う子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対し臨時・特別の給付金を給付する国の制度新設に伴いまして、児童扶養臨時給付金など、742万3千円を計上いたしております。

土木費、道路橋りょう新設改良費、大日寺・吉原町線道路改良事業費では、国の交付金を活用し、歩道の拡幅に係る工事費など、1560万9千円を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。消防費、非常備消防費の消防団運営費では、国の補助金を活用し、消防団の救助用資機材充実のため、チェーンソーの購入費、102万6千円を計上いたしております。

教育費、保健体育施設管理費では、健康の森公園市民プールでの転落事故に係る損害賠償請求訴訟が、相手方の取り下げに伴い終結しましたので、弁護士謝礼金166万6千円を計上いたしております。

保健体育施設整備費の体育館等建設事業費では、国の交付金を活用し、造成工事1億5千万円を追加いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、プレミアム付商品券発行等業務委託料につきまして、年度内の事業完了が見込めないため追加し、私立保育所整備事業費補助金について、補助対象案件の増に伴い繰越額を変更するものでございます。

7ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武委員

一つだけ、ちょっと伺いたいのがあるんですが、消防団のチェーンソーを購入するというところで、緊急事態含めて大切だろうと思いますが、ただチェーンソーは研修をしないと現実、労基法といいますか、法律上使えないというふうに聞いております。この前の説明で、消防署の職員を活用して何か研修をやるということだったんですが、たしか法律上は2日間ぐらいかかって、講習修了証みたいのをもらわないと、たぶんチェーンソーは使っちゃいかんみたいになってるんで、単純に消防署の職員でここ1、2時間研修をして、チェーンソーが使えるという環境ではないというふうに思うんですが、私も県に勤めていたときにチェーンソーの研修を受けましたけども、夏休みに2日間かかりました。北九州の何かそういう専門のところ、整備から、分解から、実際使って、チェーンソーって使い方を間違えますと指とか、下手すれば人

様を死亡させたりとか、普通ののこぎりとは全然違うので、この辺の研修のあり方というのは少しどうなのかなと思ひまして。

○防災安全課長

今ご質問いただいたとおり、チェーンソーの取り扱いについては講習等を、年間を通じて消防団員に講習を、現在、嘉麻市のほうに消防学校が来ておりますので、まずはそこで一般的な講習を受けていただいて、取り扱いについては、随時訓練を行っていきたいというふうに考えております。

○田中武委員

簡単な研修はそれでいいと思うんですが、たしか労働基準監督署かわかりませんが、法的には、私もこういう修了証を財布の中に持ってますけど、これがないと、それ1回しておけば、たぶんもう4、5年はよかったかなと思ひますが、大変危ない作業なんですよ、チェーンソーってものすごく。使い方、脚立の上で使ったらいかんとかいうのもありますし、ヘルメット着用とか専用の手袋とかあるんですね。単純に普通ののこぎりの使い方と違うんで、消防団の生命とかいうのもかかりますんで、ちゃんと調べて、法的に引っかけられないような感じで、ぜひお願いしたいと思ひてます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと議案外になるんですけど、歳出のほうで児童措置費の中で、ことしの10月から0～2歳児、3歳～5歳児までかな、国のほうで保育料の無料化という話が進んでますけど、本市において認可保育所と認定外保育所、もしくは幼稚園は所管外でしょうけども、認定外保育所あたりの国は5万円、無償というような話が出てますが、認定外は幾らまで無償化するという話は進んでるんですかね。わかったら教えていただきたい。

○子育て支援課長

ただいま、10月からの無償化、届け出保育所につきましては、2万7500円まで無償となっております。もう一度お願いします。

○子育て支援課長

3歳から5歳児まで2万7500円となっております。

○小幡委員

この3歳から5歳児は2万7500円を市のほうで負担する。どういうことなんですかね。

○子育て支援課長

この2万7500円は上限でありまして、授業料を市、国のほうから負担するような、負担方法についてはただいま検討中でございます。

○小幡委員

0～2歳児の認可保育所は、国のほうで全て賄うということでしょう。認可外保育所の0～2歳児はどうなるんですかね。

○子育て支援課長

0～2歳児につきましては、認可保育所と認可外保育所ともに、非課税世帯が対象となります。そちらのほうについても、非課税世帯に対しては、国及び市のほうから負担するような形になります。

○小幡委員

その額は、上限。

○子育て支援課長

保育所、住民税非課税世帯、こちらについては、月額4万2千円までというふうになっております。

○小幡委員

正式に金額の公表というか、発表はいつの予定でされる予定ですかね。

○子育て支援課長

ただいま、幼稚園を含めて、届け出保育所につきましては、近いうちに説明会を行う予定にしておりますので、そちらのほうで発表したいと思っております。

○小幡委員

近いうちというのは7月中、今月中かなと。

○子育て支援課長

説明会、できれば7月、もしくは8月上旬までには行いたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 10:14

再 開 10:17

委員会を再開いたします。先ほどの答弁を訂正したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

○子育て支援課長

大変申しわけございません。先ほど、認可外保育施設の保育料、こちらを2万5700円と答弁させていただいたんですけども、正しくは3万7千円の誤りでございます。申しわけございませんでした。

○委員長

小幡委員、よろしいでしょうか。

次に、「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○総務課長

「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、まず補足説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。平成28年11月に消費税法及び地方税法が改正され、令和元年10月1日より消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、本市公共施設の使用料や利用料等に、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、「消費税率の改定に伴う整備方針」に基づきまして、議案書5ページから13ページにかけて記載しております関係条例22本を一括して整備するものでございます。

なお、当該整備方針の主なものといたしましては、「消費税法第4条の規定により不課税となるもの、また、消費税法第6条の規定により非課税となるものを除き、全て転嫁すること」また、「市民の混乱を招かないよう十分な周知を行うこと」などとしております。

新旧対照表につきましては、14ページ以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

引き続きまして、まず議案第80号に関する1件目の審査要望についてでございますが、「10%に増税するという国の方針とは別に、飯塚市は消費税相当額を転嫁する前の使用料、手数料の額自体を引き下げることによって、10%に引き上げたとしても、市民の負担をふやさないという考え方ができないのか」ということにつきましては、仮に、そのようにいたしますと、市といたしましては、光熱水費などの施設管理運営経費には、当然、増税分が転嫁されますことから、その超過分の歳出を税で補うこととなります。そうなりますと、当該施設を利用しない市民の方にも負担をお願いしなければならないこととなります。消費税は、元来、その消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることに鑑みれば、利用者等、直接の受益者の負担というのが、公平性の確保にもつながると考えておりますので、国の方針どおり、円滑かつ適正に転嫁することが、適切な選択であると考えております。

次に、2件目の審査要望についてでございますが、「憲法で保障された『表現の自由、結社の自由』などのさまざまな基本的人権を享受し、また地方自治を発展させるという点から言っても、公共施設の果たす役割は大きい。そこに、消費税相当額を転嫁ということが、基本的人権を尊重するということと両立するのか、それでよいのか」ということにつきましては、この国の政策である消費税率の引き上げにつきましては、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資することを目的としていることから、当然に憲法遵守と言う範囲内で、しかも地方自治にも寄与する部分を包含しているという理解でございます。

このたびの消費増税分の適正な転嫁につきましては、このように避けられない方針であり、それら国の方針、また、それを踏まえた本市の整備方針に基づいて算定をしておりますことから、提案をさせていただいている内容は、十分に適切なものであると考えております。

以上、簡単ですが、議案の補足説明及び審査要望に関する事項についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ざっくりでいいんですけど、今回10%に消費税上がりますよね。うちの公共施設における価格の表示とか、印字とか、総体的な費用、金額を切り替えるに当たっての総体的な費用はどれぐらいかかるといいますか。掘ってますか。

○財政課長

ご質問のあった、表示を変更するのに必要な経費というような部分については、今のところは把握しておりません。

○小幡委員

もちろん表示でしょ、印刷物でしょ、それ総体的な費用がかかかりますよね。ゼロじゃないよね。それは完全に本市の負担になるわけ。国に請求できない。その点教えてください。

○財政課長

今の件につきましては、飯塚市の負担で作成なり表示の変更をいたします。

○小幡委員

今の時点ではということ、明確に金額ができれば多少は請求できるわけですかね。

○財政課長

申しわけございません。今の時点ではなくて、今回のこの消費税率改正に伴います表示の変更や印刷経費、そういったものにつきましては飯塚市の負担ということになります。全額負担となります。

○小幡委員

過去に5%から8%に上がりましたよね。そのときに幾らかかったか計算された経緯はありますか。

○財政課長

その際にも、金額をはじいたりというようなことはございませんでした。

○小幡委員

今度上がりますよね。一回どれぐらい上がるか、公表する必要ないけども、計算しておいたほうがいいと思います。将来上がる可能性があるじゃないですか。総体的に、うちの市の負担になる以上は、消費税の税率にかかわらず、印字とか、サイン工事とか全て費用として必要でしょうから、どれぐらいかかるかというのを一回調べとってもらいたいという要望で結構です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の35ページをお願いします。この「不正競争防止法等」の中の、「工業標準化法」の名称が、産業標準化法に変わることに伴い、その中で定義されておりました「日本工業規格」という規格の名称も「日本産業規格」に改められましたため、関係する条例を一括して整備するものでございます。

なお、37ページ以降に、新旧対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが、議案第81号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

議案書の75ページをお願いします。「議案第90号 いいづかスポーツ・リゾート条例」につきまして、補足説明させていただきます。

この「いいづかスポーツ・リゾート条例」につきましては、庄内温泉筑豊ハイツの再整備に伴い、現施設に代わる新たな宿泊施設に関する名称、位置及び利用料金等について規定するも

のでございます。

まず、設置の目的については、第1条のとおり、市内を訪れる観光客及びスポーツ施設利用者の受け入れを促進し、交流人口の拡大及びスポーツ振興を図るとともに、地域の活性化と福祉及び健康づくりの向上を目的として設置するものでございます。

位置につきましては、第2条のとおり、飯塚市仁保8番地37で、現筑豊ハイツの位置と同じであります。

施設の管理については、第3条のとおり指定管理者に行わせることとしております。指定管理者が行う業務については、第2項のとおり、利用の許可、施設の維持管理に関することとしております。

休館日については第4条、次に利用時間については第5条、次に利用の許可は第6条、次に利用許可の制限を第7条、次に目的外使用等の禁止について第8条、次に入館の制限を第9条、利用許可の取り消し等を第10条に規定しております。

利用料金については、第11条のとおり、利用者は利用料金を納付していただきますが、その額は第2項のとおり、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとしております。第3項では、指定管理者制度に基づき、利用料金は指定管理者の収入として収受するものと規定しております。

次に、利用料金の減免等について第12条、次に利用料金の不還付の規定を第13条、次に原状回復の義務を第14条、次に損害賠償の義務を第15条、次に委任として第16条に、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしております。

附則には、この条例は、令和2年4月1日から施行すること。次にこの条例施行に伴い、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例を廃止すること。次に廃止に伴う経過措置、次に指定管理者が、この条例施行前の準備行為について、利用申請の受付その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることを規定しています。

最後に、施設の利用料金体制については、別表の第5条、第11条関係となりますが、基本宿泊利用料金について、次に会議室等利用料金について、最後にテニスコート利用料金について規定しております。

なお、利用料金の設定については、本整備事業は、民間活力の活用を行うDBO方式で実施されており、指定管理者は、利用料金制で維持管理、運営を行い、市からの指定管理料は支出しないこととしています。このため、独立採算で収益を上げ、長期にわたって運営を維持できる利用料金として、基本宿泊利用料金、会議室等利用料金を設定しております。この中で、テニスコート利用料金については、宿泊パック等の料金設定に柔軟に対応できるよう市外居住者の料金については幅を持たせることとし、市内居住者についてはこれまでと同じ料金で提供できるようにしております。

以上簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと1点だけ聞きますね。DBO方式で設計、施工、管理まで一括して業者がやるわけでしょう。今の説明を受けると、使用料とか、宿泊料とかは全て管理者の収入になっていくわけですね。ということは、飯塚市は十二、三億円投資はしますけども、今後一切、1円たりとも飯塚市には入ってこないわけですかね。償還関係はどのようになっていますかね。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

1点、プロポーザルで提案を受けた内容がございます。その内容につきましては、今後の管理等の費用を踏まえて、年間で500万円を市に納めていくという形で提案を受けておりますので、今後の指定管理者の導入に向けての正式な審査のときにも、そのことについては確認し

ていきたいと思っております。

○小幡委員

指定管理者の管理期間は何年でしたっけ。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

設定については20年間としております。

○小幡委員

今、アバウト500万円ほど、年間でしょう、市に還付したいと。20年間、今の段階では、これは指定管理者とも話し合うんでしょうけども、見直しもあるんでしょうけど、そういった規定をきっちりとして、指定管理者との契約をするお考えなんじゃないかな。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

指定管理者制度に基づきまして、審査を行います。審査結果につきましては、選定の議案を今後、議会の議決をさせていただき、上程をさせていただき中で、その議決を得ましたら、基本協定書というのを正式に交わす中で、そのことをきっちりうたい込みたいと考えております。

○小幡委員

DBO方式ですから、指定管理者も一つのグループの中に入ってるんじゃないですか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

委員おっしゃるとおりでございます。ただし、指定管理者制度に基づきましては、議決事項となりますので、その制度に基づきまして改めて評価をさせていただきます。

○小幡委員

内容の評価はいいんだけど、選定はもうないんでしょう。指定管理者の選定を先ほどすると言われたけど、もう決まってるんでしょう。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

非公募の募集という形で評価をさせていただきます。

○小幡委員

すいません。もう一度ご説明をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

おっしゃるとおり、DBOプロポーザル方式では候補者として選定されておりますので、法律の指定管理者制度に基づきまして、改めて選定の手続を行います。候補者は既に決定しておりますことから、公募はせず、募集要件等は整えて手続は踏みますけども、相手は決まっている状況でございます。

○小幡委員

ですよ。そこちょっと正確にしといてね。決まった相手と今から条件交渉をまた新たにやっつて、合意のもとで契約を結ぶんでしょう。その中で、還付できるような額も決めていくということでしょう。なおかつ、瑕疵担保関係どうなってるか、契約等わかりませんが、20年間の長期にわたって、断念すると、管理が自分のところではできないというような場合、本市としてはどのような対応をするように、今の段階で考えられてますか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

20年間の設定につきましては、いろいろな社会情勢の変更等、不測の事態に対する対応等も踏まえまして、資金調達等の部分からも、長年にわたって管理をしていただきたいところではございますけども、20年間が適当だということで20年間で設定をさせていただいてるところです。その中で、実情に応じて、変更があったときには協議をしてみたいとは思っております。内容については、具体的には今のところはしていません。

○小幡委員

20年間って長いですよ。ほとんど、ここのメンバーいなくなる。20年間ですよ。生きてはいるでしょうけど、この議場、委員会にはいないかもしれない。それで、更新制度はとら

ないんですか。20年間の間で何年、5年更新とか。よくやるじゃないですか。まず、一括20年間でもいいんですけども、不慮の事故で、本当にその会社だって今から20年間継続できるという保証はどこにもないじゃないですか。社会情勢なんか変わりますのでね、変動の時代。どうしてもこのレクリエーション的な、リゾート的な事業が成り立たない時代が来るとも限りませんよね。そのときの瑕疵担保的な責任関係をどのようにしっかりと、飯塚市としては担保できるか。12億円もかけるでしょう。設計変更も有りうるでしょう。DBO方式で行きますとね。なおかつその施工にかかわって、追加予算も出る可能性もありますからね。やはり、その設計変更にしろと、施工上、工事費が増額しようと、上がろうと、この枠の中で契約した以上は、そのチームにも責任をしっかりと負担していただいて、建設やってもらわないと、どうも飯塚市の状況を見よったら場当たりのなところがあって、設計変更になりました、必要でありますので追加予算これだけ建設費にかかります、議会のほうで承認してくださいというの、どんどんふえていくような傾向が見受けられるんですよ。ですから、20年もの間契約する以上は、やはり設計も施工も今予算化してますよね。その範囲の中できっちりやるといような、それ以外はもう契約不履行だといようなしっかりと、今から正式に話し合われるんでしょうかね。そのところ加味してやっていただきたいと思いますが、考え的にはどうでしょうかね。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

ご指摘のとおり、そのとおり考えて協議してまいります。

○小幡委員

では、ちょっと仮定の話だけど、今言った20年間の間に不慮の事故で指定管理者ができないという申し出があったとしますと、でも施設は残ってますんで、そのときの今の方式で行きますと、設計、施工、管理者だけがもう管理できなくなりますよね。設計と施工はもう終わってるんですからね。その管理者というのは変えられるんですか、変な話。引き継ぎ手がおる場合。そのところ教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

管理者につきましては、先ほど法律に基づいて議決を得ながらという形になりますので、承継というのはあり得ないと考えております。改めて、新たな管理者を指定するものか、条例を変えて直営に戻すか、そういうことの検討になろうかと思えます。

○小幡委員

そういうことですよね。あらゆるパターンが生じる可能性あるじゃないですか。ですから、そういうところも想定して、しっかりと契約書つくってください。そこは要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 いいつかスポーツ・リゾート条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室長

お時間をいただきまして、議案第97号の上程につきましてご説明を申し上げます。このた

びの新卸売市場建設につきましては、大規模倉庫建築コスト情報物価単価や他市へのヒアリングなどを参考に、施設規模、施設機能を決定し、基本構想の概算事業費を算出する際の建設単価設定をいたしました。しかしながら、基本設計業者を決定し、市場関係者と打ち合わせを行いながら、施設について詰めていく中で、基本構想とは乖離した形になり、今回の議案上程となりました。予算につきましては、特別委員会等でご報告申し上げてきた金額と大きく乖離いたしましたことにつきましてお詫び申し上げます。また、さきの本会議において要求のありました詳細な資料につきましては、本日提出いたしまして、補足説明させていただきますので、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

それでは、議案第97号を補足説明させていただきます。

「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」の概要についてご説明いたします。追加提案分と記載された「令和元年度補正予算資料」の3ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、15億1560万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を19億5129万7千円にしようとするもので、表の下、枠外に記載しておりますように、新地方卸売市場の整備に係る経費を補正するものでございます。

次に、4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入の市債につきましては、新地方卸売市場整備事業に係る財源として追加いたしております。

次に、歳出の施設整備費、新地方卸売市場整備事業費では、建設工事費など15億1560万円を追加いたしております。

継続費の補正につきましては、新地方卸売市場整備事業にかかる工期が2年度にまたがりまますので、2020年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

引き続き、新地方卸売市場整備に係る関係資料を提出しておりますので、補足説明いたします。

資料の1をお願いいたします。「資料1 新地方卸売市場整備費比較」をお願いいたします。これは、新地方卸売市場整備費の基本構想と基本設計の事業費比較表になります。Aが基本構想、Bが基本設計等の事業費を比較したものです。

まず、区分のうち、土地の測量や、造成費についてですが、合計の比較では、基本設計等は、発注済や実施設計額を反映しており、3194万円の減となっております。建物の建築費については、当初予算編成時には基本設計が協議中であり、もともと本年度の補正予算で計上することとしておりましたので、既決予算はありません。建築費の基本構想23億1193万円に対し、新規計上の基本設計37億6016万円6千円で、14億4823万円6千円の増となっております。

総事業費の合計、「ア」を比較しますと、14億2872万円4千円の増となっております。交付金試算の「イ」の行は、施設整備費に対し交付金を活用することとしており、基本構想3億3183万9千円に対し、9億4480万9千円を活用する予定でございます。事業費は増となっておりますが、施設整備に対する交付金の増は6億1297万円を予定しております。起債元金の「ウ」の行になりますが、交付金を活用することにより、総事業費の増14億2872万4千円については、8億1580万円に圧縮されることとなります。

次に、「資料2 新地方卸売市場の基本構想と基本設計の建築費比較（概要）」をお願いいたします。新地方卸売市場整備費の基本構想と基本設計の面積と建築費の比較表になります。

まず、面積の比較になりますが、Aの欄、基本構想の建物計1万4314に対し（B）基本設計面積計1万8410.07平方メートルとなり、4096.07平方メートルの増となっております。内訳ですが、青果が3847.94平方メートルの増、花きが248.13平方

メートルの増で主に青果の施設面積がふえております。

次に、建築費の比較になりますが、Cの下から2段目、基本構想建築費計23億1193万円に対し、Dの基本設計建築費計37億6016万円6千円となり、14億4823万円6千円の増となっております。内訳ですが、青果が11億2784万4千円の増、花きが1億1246万2千円の増で、主に青果の建築費がふえております。

主な基本構想から増大要因については、要約して記載させていただいております。

黒ポツの事業費増の内訳については、大きく3点ございまして、まず1、平方メートル単価上昇による影響額6億2400万円増。平方メートル単価につきましては、基本構想の平方メートル単価16万1515円に対し、基本設計の平方メートル単価20万4245円となっております。4万2730円の増となっております。詳細には、建築コスト情報物価単価、他市へのヒアリングなどを参考に、施設規模、施設機能を決定し、積算していましたが、市場という用途に対応した必要部材の考慮など、特殊工事を加味した積算が不足していたことが要因であります。

次に、2、面積増による影響額6億6千2百万円増。面積増加の主な施設については、記載のとおりでございます。

次に、3、労務単価、資材単価が7%上昇の影響額が1億6千2百万円増となっております。

次に、「資料3 新地方卸売市場全体工程表」をお願いいたします。

まず、スケジュール表の一番下の行の土木工程の説明をいたします。本年度は、土木の造成工事に着手予定であります。植栽撤去・解体・造成・空洞地盤改良工事の工事を予定していません。昨年度、建築工事のための地盤調査・ボーリング調査を行いました。庄内工業団地グラウンドは、もともと地山であることから固い地盤であることを想定しておりました。現地盤の結果ではやはり強固な岩盤が地表近くから存在するとの調査結果で出ています。また、地盤調査において、23本中4本の空洞が発見され、九州経済産業局鉱業課に確認いたしましたところ、庄内有安周辺一帯は石炭の採掘がされており、深いところで60mから90mの採掘実績があり、今回発見された浅いところの空洞は、明治時代の狸掘りではないかとのことでした。

また、追加で物理探査と3本のボーリング調査を行い、最終的に26本中5本で空洞が発見されましたが、強固な岩盤層の中の狸掘りと考えられるため、浅所陥没のおそれは低く、発見された空洞につきましては、今年度予算化されています造成工事の中で空洞充填工事を行う予定で、土木工事は本年度末に完了を予定しております。

なお、建築物の基礎につきましては、強固な岩盤が地表近くから存在することから、杭基礎ではなく直接基礎を採用することを計画いたしております。

次に、下から2行目の「建築設計工程（従来工法）」の説明をいたします。従来工法では基本設計が本年度5月末に完了し、実施設計が11月末、工事の契約手続きを行い、国土交通省が高力ボルトを発注してから納期が約6から8月かかることを考えると、工事の完了が2021年度の11月までかかることと予測されます。

また、農林水産省の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」と連動した「福岡県強い農業づくり交付金」を活用することとしており、本年度は約3億5千万円の内示を受けております。ただし、本年度中に工事契約を締結することが交付条件の必須になります。従来の方式では本年度中に工事契約の締結ができないため、交付金を活用することができない状況となります。

次に、今回計画しています建築工事工程のDB方式の工程について説明いたします。まず、交付金につきましては、現時点の全体で9億4千万円を概算しておりますが、先ほども説明しましたが、本年度は約3億5千万円の内示を受けているところです。本年度中に契約することにより、交付金を活用することが可能になります。

また高力ボルトの問題についても、今回のプロポーザルの中で、DB方式は設計・施行一括

発注方式でありますので、設計段階から施工業者が決まっているため、設計を進めながら同時に資材調達を進めていくことが可能となり、この資材調達期間を短縮して、開場予定どおり整備完了が可能になると考えております。

また、今回のプロポーザル項目にVE提案の設定をすることにしております。これは、基本設計の内容から機能を低下させずに、コスト削減、工期短縮を図ることが可能になります。基本設計図面を見ながら、改善のための工法や工期短縮アイデアの提案を受けることで、現在の予定建築費を圧縮できると考えています。

次に、「資料4 新地方卸売市場基本設計配置図兼平面図」をお願いいたします。中央の部分4棟の施設が一つの屋根の下に入る「A」で示しております部分が青果棟になります。主に温度管理をする定温倉庫、セリ場、荷わけ場、中央に入荷用通路と荷捌き場、買受保管積み込み所、それを屋根で覆ったものであります。左、「B」の施設が、花き卸売り場、花き事務室、青果組合事務所、関連店舗、2階には青果事務室、市場管理事務所になります。「E G H」の施設、図面の右端と下に配置された施設が、買受人の倉庫になります。

次に、図面の右上、「D」と「F」の施設がフォークリフト充電所、パレット置き場等でございます。「I」と「J」の部分は屋根付きの積込所を配置しています。

次のページの図面が、全体2階平面図、次の図面が花き・管理棟各階平面図を拡大したものを提出させていただいております。

次に「資料5 飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想」の22ページをお願いいたします。「(3)施設整備の規模」についてですが、基本構想時の延床面積は、事業者意向や検討委員会での意見を参考に、青果部が約9500平方メートル程度、花き部が約700平方メートル程度と、その他の施設約2500平方メートルとしていました。続く23ページをお願いいたします。基本構想時には新市場施設規模のイメージとしており、実際に具体的な設計を行ったものではありませんでした。建築費の増加は今回実際に基本設計に入り、面積の増、また基本構想時の設定平方メートル単価が低かったことが原因でございます。

最後に、「資料6 建設費増大要因」は先日の議会で追加議案説明の際の資料について、改めて添付させていただいております。

以上で、飯塚市新地方卸売市場整備についての資料の説明を終わりたいと思います。

引き続き、「議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。本案は、新地方卸売市場整備に当たり、公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について審議及び審査をさせるため、本案を提出するものでございます。

資料4ページの新旧対照表をお願いいたします。新条例案では、下線部分のとおり、附属機関の名称として「飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定委員会」、担任する事務として「新地方卸売市場整備に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。」を追加するものです。

またあわせて、委員の報酬につきましては、「新地方卸売市場整備事業者選定委員会委員」、日額1万5千円とするため、附則において規定し、「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をあわせて行うものでございます。以上、補足説明を終わります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11：02

再 開 11：10

委員会を再開いたします。（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

小幡委員。

○小幡委員

休憩をお願いします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:10

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

まず、議案第97号の補正予算、第1号についての質問をさせていただきます。先日、本会議で資料の要求がありまして、建設費の増大要因と、先日いただきました。この資料にのっとりまして、2、3質問させていただきますので、どうか的確な、正直なところの答弁をお願いしたいと思っております。まずは基本構想でございますが、ここに書いてあります「①建築コストと情報物価単価」の中で、他市へのヒアリングなどを参考に施設規模、施設機能を決定し、積算したものであると。私も土木の関係で携わったことがありますけれども、この情報物価単価というのは、沖縄から北海道までそういうような、また、夏季冬季についてのいろんな生コンあたりの単価の違いも書いてあります。私が今回、この基本構想で思ったのは、このときに、施設の規模、機能を決定した上の積算ですね。だから、このところの、あくまでも基本構想といえども、ある程度の数値というのは私は出てくるものと思っておりますけれども、ここに任せたコンサルさん、本当に私は甘かったと思うんですけど、また、それを受け取られた執行部の方、私自身がそういうふうになんか甘かったと思っておりますけれども、この基本構想について、どういうふうな思いであるか、そこら辺から答弁を一つお願いいたしたいと思っております。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本構想時の設定単価が16万1515円というふうなことでございます。その設定単価の根拠につきましては、建築コスト情報物価単価、用途が大規模倉庫というふうなのを参考にしておりました。その中で、基本設計を繰り返しながら、この単価の上昇が図られていったわけなんですけれども、市場という用途に対応した必要部材の考慮というふうなのが不足したというふうなのが要因というふうなことでございます。

○松延委員

大規模倉庫、だから私が今確認したのは、施設の規模、施設機能を決定した上での積算でしょう。だから、他市の市場の、そういうのをヒアリング等を、それを参考にすることですから、そのときは大規模倉庫でした、これはちょっとそこまで言われると、私、次の質問に行きにくいんですけど。だから、そのところの甘さがあったと私思うんですね。だから、そのところの相手方のコンサルさん積算されるときに、もうはっきり言って、これ私も別なことかかわったことがありますけれども、全ての材料を数量を出して、全部それを計算して、結果出てくるわけですよ。だから、先ほどもちょっと出てましたけど、わずかであれば私もそのところは言いませんけど、その点だけちょっともう1回、課長答弁してもらえませんか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

委員おっしゃられますように、基本構想時には設計コンサル等は入れておらず、こういうコスト情報単価を採用していました。実際、今回基本設計に入って、初めて設計コンサルを入れた次第でございます。その中で、やはりもともとのこの基本設計単価との乖離が生じたっていうのが、やはり設計的な、いわゆる専門的な視点の中で、市場の用途に応じた必要部材の考慮等が足りていなかったっていうところが要因となっております。

○松延委員

だから、それはわかったんです。だから、そのこのところ、執行部として甘かったんじゃないですかと。今、コンサル入れてないと言わっしゃったけども、ある程度、私どもで、執行部である程度、その専門的にかかわった人がおって、こうですよということで、基本構想のそうしたらそのこのところの単価出したわけではないということですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

当初、基本構想につきましては、当然我々のほうも建築課というふうなところと協議をやりながらやったんですけども、結果的に、設定単価の乖離については、要因が不足していたというふうなところを執行部としても考えております。

○松延委員

当初、部長が謝罪の言葉が出ましたので、もうこの基本構想については、もうこれ以上質問いたしません。それで次に、今、基本設計の段階でということ、いろいろと面積等、部材等にとって、また特殊工事等も加味した上でということ、上がっておりますけど、先日の本会議で議員が質問されたときに、私が今一番心配しておるのは、この市場の関係者、卸、仲卸、買受人あたりとの、その協議がなされた上で、こういうふうな面積の増加と書いてありますけど、あのときに、答弁で30回やってきたと、平成30年度の9月以降30回やってきましたということですけども、その30回やった内容、公式な会議であれば議事録残っておりますけど、その議事録がありますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

市場関係者との設計協議は、先日の本会議の中で答弁いたしましたけども、回数的に約30回行っております。その内容については、協議内容等を整理したものはございます。

○松延委員

今、内容等についてはということ、ありますということですから、昨年9月以降とことしのきょういただきました先ほどの本会議での答弁、基本設計が平成30年9月からですので、平成30年9月から基本設計の末、令和元年5月31日までを申し上げますと、協議は約30回行っております。この件につきまして、協議の内容あるいはそういう出席者、時系列にそういうものわかれば、手元に持っておらっしゃたらちょっと皆さんにご提示できればありがたいと思っておりますけど。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

資料についてはございますので、提出させていただきたいと考えております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま松延委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 11：23

再 開 11：35

委員会を再開いたします。

資料の提出をいただきましたので、執行部より説明いただきます。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

資料に基づいてご説明いたします。市場関係者との設計協議内容についてです。列の一番左、回数と書いてありますけども、これが協議回数になります。2列目が日付、対応者につきましては、市の執行部というふうなことでございまして、次が東畑設計事務所、いわゆる設計者でございます。市場関係者につきましては、裏をめくっていただいて、関係者の詳細を書いて

おります。裏の一番下のほうに市場関係者、正式名称というふうに書いております。このご説明をいたします。まず、新筑豊青果、ファーマインド新筑豊青果株式会社、これは卸の会社になります。青果商業組合、新筑豊青果商業協同組合、組合になります。関連店舗組合、飯塚総合卸売センター関連組合、続きまして、花きに移りまして、飯塚花市場、株式会社飯塚花市場、卸の会社になります。花き部につきましては、花商組合が2つに分かれております。生産者と花商組合というふうなことで、飯塚花商組合と飯塚花き園芸組合というふうになっております。協議概要について、概略をご説明いたします。東畑設計事務所との契約が平成30年9月12日、当初、平成31年3月末の契約にしていたんですけども、協議をととのえる期間を要しまして、平成31年5月31日までを東畑との契約というふうなことでなっております。当初、まず1回目、2回目につきましては、現地に実際にレイアウトを表示するために、レイアウト案をつくるのに少々時間を要しております。レイアウトの案を提示を10月26日に行っております。続きまして、実際的な設計協議というのは、11月に入って設計協議を、打ち合わせを行っております。レイアウト案であったり、先ほど平面図でご説明した入荷通路の幅であったりというふうなところを協議を重ねてまいりました。11月12日に、温度管理室の規模であったり、冷蔵倉庫の規模であったりというふうなところの協議を重ねております。1月15日に入りまして、やはり工事の面積等がふえてますので、規模の縮小であったりとかいうのを市場関係者と協議を重ねております。主にこの部分につきましては、先ほどの資料で説明したとおり、いわゆる青果部の青果棟が面積がふえておりますので、1月に入って、2月1日、2月5日と青果棟の縮小の協議、いわゆる施設面積を、お互い青果の卸の会社と市執行部と何とか縮小をできないかというふうな協議を重ねてきました。そのほか、裏面に入りまして、3月以降はまさに駐車場の台数であったりとか、柱の位置であったりというふうなことの細かい協議に入っております。そして、5月以降につきましても、レイアウト案の最終的な平面配置の確認というふうなことを重ねてきております。最終的に6月21日、設計が終わりまして、これ第1回調整会議というふうなことで、下の欄に書いてあります市場関係者一同を集まっていたいただいて、これまでの進捗状況、建築費の概算費用、使用料については今後協議をやっていきますというふうなことで会議をととのえております。以上、概略の説明になります。それぞれの協議回数につきましては、下の欄に書いてあります回数を表記させていただいております。

○松延委員

大体時系列に、何と申しますか、協議内容を提出いただいてありがとうございます。私が今回こういうふうなことでちょっとお願いしたのは、今、市場関係者の方、特に使用料の分、これについても非常に心配されてるんですよ。それで、これだけの会議数の会議を重ねられて、使用料について最後、6月21日金曜日、これ第1回の調整会議という形で上がっておりますが、37億円の報告、そしてまた、今後、使用料については協議した上で報告ということで、後は設計のスケジュール等について了解されるという形で上がっておりますので、私たち素人にとって、使用料が、これだけの会議をされて、要するに基本設計されて、実施設計までのそういう段階まで来て、使用料が提示できないと。我々素人はわからないんですよ。だから我々一辺、誰しも一緒と思うんですけども、先ほどのように通路が幅員幅を広くしたり、動線を何とか、屋根を長く出しますとか、レイアウトの関係も出てます。だけど、そこのところはもうある程度出た上で、何で使用料が関係者に提示できないかなど。素人ながらですよ。ただ、そこところがちょっと早くと思ったものですから、ちょっと協議されたということで、提示をお願いしたんですけど、ちょっとその点について答弁をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

使用料につきましては、今回の施設面積の使用料の割合という部分が、一番大きな部分で言ったら青果の卸売会社というところになりますけども、当然、事業費増加に伴いまして、施設使用料が増加するというふうなことの協議は行ってまいりました。施設使用料の内訳になるん

ですけれども、先ほど申し上げました卸売会社、そして買受人、関連店舗等が支払うことになり
ますけれども、それぞれ利用形態であったりとか、いわゆる借りる面積であったりというふうな
ところがさまざまでございます。現在の施設は経年の設備がさまざまであるため、平方メー
トル単価、広さもそれぞれで、施設に対しても、市場関係者との状況が違います。会議の中にお
きましては、今後、その部分については、利用形態がさまざまですので、それぞれと施設使用
料については協議を重ねていきたいと思いますというふうなことで、お互い了承承けております。

○松延委員

使用料については協議した上でということ、まずこの使用料については、こういう言い方
したら失礼ですけど、仏つくって魂入らないというようなことになったらいかなから、その
ところだけ一つ、大変でしょうけど頑張っていたいただきたいと思えます。それとあと一つは、
14億円がアップしたということで、ただ、我々は中身はきょう説明いただきましたので、
14億円は大きなというようなイメージで持っていましたので、ただしかし、あと一つは農業
づくり交付金、23億円のときは三億何千万円、今度上がったときには9億円つくという
こと、でございますので、これから先も37億円という数字出てますけれども、できるだけ
やっぱり削減できる方法を常に知恵絞って汗出していただいて、やっていたきたいと思
えますが、それと2つ、使用料については市場の関係者の方にもできるだけ早く提示して
いくと。それとあと一つは、今回こういうふうにも補正予算出してますけれども、この
件につきましてもできるだけ削減できる方法で頑張りますと。そういうふうなことで
約束をしていただきたいと思うんですが、担当者としてどんなふうですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今、委員おっしゃられるとおり、施設整備に対しましては、農林水産省の「強い農業
担い手づくり総合支援交付金」と連動した「福岡県強い農業づくり交付金」を活用する
こととしております。現在、本年度は3億5千万円の、既に内示を受けております。
本年度契約することによって、来年度以降も全体的には9億4千万円を予定して
おりますので、引き続きこの強い農業づくりの活用について活動を行っていき
たいというふうなことを考えております。また、先ほどの今現在の建設費圧縮につ
きましても、デザインビルドのプロポーザルを行う中で、現在の出ている金額
だけでなく、新たな提案を受けるつもりでございます。その中で、なるべく事業費
を圧縮するというふうな努力をしていきたいというふうなことを考えております。

○松延委員

重ねてですけれども、使用料については本当に心配されておるんですよ。その件につ
きまして、一つできるだけ速やかにと、期限を言うと大変でしょうから、そういう
ふうなことで努めていただくということと、今言われましたように、事業費の削減
についても知恵を出していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

基本構想が昨年の3月出てますよね、検討委員会から。市長に答申がなされて
いると思いますが、この基本構想の答申の中で、今先ほど東畑さん、基本構想の
設計者はプロポーザル方式で選ぶのがいいということで、検討委員会のお
り3者プロポーザルして、東畑さんが選ばれたんでしょう。この東畑さんの
契約、設計代と内容はどこまでが契約内容やったんですか。そこを
教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

市場の設計にかかわるプロポーザルにつきましては、東畑設計事務所という
ふうなところで協定を結んでおります。その内容につきましては、当初、基本
設計それから実施設計というふうなことで考えておりました。ただし、契
約はそれぞれ基本設計を契約を結んで、まだ実施設

計は結んでいない状況でございました。ただし今回、基本設計ができ上がりまして、先ほど委員の質問からございましたように、いわゆる実施設計にそのまま移るのであれば、この事業費の内容のままというふうなことになるんですけども、何とか事業費圧縮を図るためにはどういった方法があるのかというふうなところを執行部で内部で検討した結果、東畑とは実施設計を結ばずに、新たな手法、デザインビルドのプロポーザルに移行するというふうなことに方向を変えた次第でございます。契約内容につきましては、基本設計業務委託というのを契約しております。平成30年9月12日から平成31年5月31日まで東畑建築設計事務所と契約を結んでおりまして、請負代金が4546万8千円というふうな内容になっております。

○小幡委員

3者のプロポーザルで東畑さんを選んで、請負契約4546万円。それで、この東畑さんが基本計画までやったんでしょ。今、我々の資料で見せてもらってる平面プランとか、そこまでが東畑さんがやったということですよ。これに応じて積算見積したら、当初の予定よりもお金が足らなくなったということですよ。市としては、これぐらいの規模で基本設計やってくださいというふうな指示を東畑さんにしてないんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

当初、東畑に対する設計としての内容につきましては、まず、たたき台になるのが、先ほどご説明申し上げました基本構想の内容となります。必要面積等、先ほどの基本構想に書いてある内容の金額と、いわゆる建築費が23億円というふうなところでのたたき台でしかございませんでした。

○小幡委員

だから、23億円のたたき台で基本構想から基本設計に移るでしょう。東畑さんの契約内容では、通常これぐらいの額の中で設計をお願いしたいと。通常、そうなんです。建物建てるに当たっては予算があるんだから、これぐらいの範囲で建てたいんだと。東畑さん、これ経験者なんですよ、こういう市場の設計をやった。経験者かどうかだけ。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

東畑設計事務所の実績といたしましては、市場の経験はございます。

○小幡委員

近隣の公共的な施設では、どこの市場を設計されましたか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

近隣の自治体につきましては、福岡市の青果の実実施設計の経験がございます。

○小幡委員

福岡の実実施設計経験者ですよ。先ほど、あなたたちの言い訳、大規模倉庫の平方メートル単価で計画を立ててましたと言われてましたよね。能力がないの。これ市場を設計やってるんでしょう。市場の計画立ててるんでしょう。東畑さんはそこでアドバイザー的な役目も果たしてるじゃないですか。それだけの市場をつくった実績があつて経験もあるんでしょう。どれくらい規模がかかるというのは、東畑さん御存じでしょう。それがわかって、何で23億円の構想やらで東畑さん請け負ったかわからないけども、ちょっとちぐはぐじゃない。そのところに責任は感じてるの。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本構想時の23億円の設定につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、設計事務所が入っていたわけではございません。専門委員さんの中に、設計事務所は入っておらず、この基本構想をつくる際に東畑が入ってたわけではございません。

○小幡委員

基本構想は、23億円ぐらいでということで、あなたたちは大規模倉庫の単価、平方メートル単価ぐらいで査定してたんでしょ。東畑さんが入った段階で、基本構想、東畑さんもちろ

ん読んでるでしょう。23億円というのはわかってるじゃない。請け負ったんでしょう、プロポーザルで。よその2者は幾らぐらいかかるという構想があったんでしょうけども、プロポーザルの中でこの東畑さんを選んだ理由の中で、23億円に近いところで実績ができるということで選んだんじゃないんですか。違うんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

当初、我々のほうとしましても、基本構想以内でできるものというふうに判断しておりました。

○小幡委員

いや、我々じゃない。東畑さんの認識を聞いてるんですよ。東畑さんが請け負い、設計、基本設計までの請負をするに当たって、基本構想の資料をいただいて、プロポーザル方式でうちの計画に参入してきたんでしょう。その参入する段階で、選定したんでしょう、三者の中から東畑さんを。でも、東畑さんとしては23億円でできませんよとか、そういう話し合いを執行部としましたかということ。わかってやったのかという――。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

選定の際につきましては、基本構想という部分をお示しはしております。東畑設計事務所としましても、当初はこの23億円でできるであろうというふうなことで考えていたようでございます。

○小幡委員

そこを聞きたいんですね。設計を委託するに当たって、どれぐらいの予算ですかって当たり前のことですよ、聞くのが。23億円でできますという請負なんですよ、これは。請負契約書の中に明確に書いてあるかどうか知らないよ。でも、23億円、飯塚市が要望する金額の中で、身の丈のやつをしっかりとつってくださいねというのが一つの条件でしょう、これ。基本設計に入ってきたら、足りません、37億円かかります。もう契約不履行じゃないですか。東畑には全然これ責任ないわけ。そこをどういう認識でおられるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

委員おっしゃられるように、契約書の中に23億円というふうな予算というのは明記はしておりません。契約の不履行とは我々も考えておりません。基本構想内で行ってくださいというふうなことまででございます。

○小幡委員

だから、基本構想の中でやってくださいというのは基本中の基本なんですよ。それをオーバーしてはいけません。いけないでしようということをはっきり言ってるんですよ。だから、契約不履行じゃなくて、コンサルはその予定の金額の中で納めるような設計をする義務があるわけよ、これ。わかります。幾らかかってもフリーなら、どんな設計でもできるじゃないですか。この基本構想の中で、利用される施設の、利用される市場の方々が、もちろん要望言いますよ、そりゃ広ければいい、きれいであればいい、便利なほうがいいに決まってるんだけど、予算枠の中で、先ほどから何度も言うけど、身の丈のやつをつくりましょうというのが、基本的な考えが崩れたんじゃない、もう、ザル法と一緒にどんどんどんどん大きくなるじゃないですか。設計事務所もこれセーブしないと、23億円の中じゃこれは無理ですよと、これだけの面積は無理ですよと、この施設は入りませんよとか、ずっと時系列の市場関係者の人たちとの会議録見ても、言い方悪いけど要望聞きっぱなしじゃないですか。そのたびにどんどんどんどんふえていくということやったら予算幾らあっても足りないと思いますけども、進め方自体があなたち素人なのかということをお願いなんですけども、素人なんですか、プロなんですか。教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

先ほど市場関係者との設計協議の内容のご説明を行いましたけれども、当然、今後の必要施

設というふうなところにつきましては、市場関係者の意見を組み入れながら、しかしその反面、事業費の高騰につきましては、お互い共通認識を持って設計を行っております。1月25日、2月1日、2月5日というふうに表示をしておりますけれども、当然、事業費の圧縮につきましては、設計者、市、そして関係者と共通認識で協議を行ってきたところでございます。施設の規模が大きくなった原因の一つに、一番大きな部分は野菜の青果棟につきまして大きくなっておりますけれども、その縮小の部分については、協議を重ねた結果というふうなことになっております。

○小幡委員

ちょっと話変わってきたけど、ずれてきたけど、東畑さんのこと聞いているのよ。東畑さんは平成30年、昨年9月に契約したんでしょう。東畑さんと市が契約を結んだときに、もう既に東京オリンピックの建設は始まっていますよね。昨年9月だから。庁舎のときみたいに東日本の大震災で高騰している、労務費も資材代も上がっているけれども、数年前から上がっているんですね、ずっとね。その中で、昨年9月に東畑さん、設計のプロが積算するに当たって、見積もりするに当たって、これぐらいの通常、概算、平方メートル単価同じ、先ほども言いましたとおり福岡で同じような施設を、市場をつくっているんですよ。平方メートル単価がこれぐらいというのは素人でもわかる。プロである以上は、東畑さん自体が。我々も家建てるときに、自分の普通の新築の今の相場というのはわかってるじゃないですか、坪いくらくらい。それぐらいで計画するのと一緒に、今さらこれ、理由に労務単価が、資材単価が7%上昇の影響額が1億6200万円。この7%上昇というのは、いつからいつを比較して7%上がったのかわかりますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

この上昇につきましては、基本構想設定時の次期と、今回基本設計を行った時期との時点修正を行っております。

○小幡委員

だから、何年何月から何年何月の差なんですか。比較なんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

当初、平成30年4月から令和元年5月31日になります。

○小幡委員

ということは、2年間のギャップでいいんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

そうでございます。

○小幡委員

2年間で労務費や資材費が7%アップしたという根拠はどこから持ってきたんですか、これ。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

建築部分にかかわりますので、飯塚市の建築課のほうから確認をしております。

○小幡委員

物価帳が変わったのかな、物価台帳ですか。ちゃんと教えて。何が変わったのか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

委員おっしゃるとおり、いわゆる物価版でございます。

○小幡委員

そこから、東畑さんが契約不履行じゃないとしても、基本的には23億円規模で計画するのが当たり前のことですよ、これね。要望をどんどん聞いたらこれになりましたと言うけど、自由設計じゃないんだから、そのやり方が市はちょっと甘いよということ、先ほど同僚委員も言われてましたけど、うちの飯塚市はかなり結構ハコモノという建物建ててますよね。庁舎から小中一貫校まで。いろんな経験が本当にこれ生かされているのかということなんですよ。うち

の所管される土木建築関係の職員は本当にちょっとそれだけの能力があるのかと疑いたくなるんですけども。質問なんだけど、能力があるわけ。あると仮定しましょう。あると仮定して、要は先ほどから言ったように、何百億円の工事を経験してきてるんですよ。しっかりと勉強してくださいというのを言うておきます。それで、基本構想の中で、設計はプロポーザルでということでしたが、事業方式は、答申のほうはどのようになっていますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本構想の中で、事業方式の比較の検討をなされております。基本構想の中では、事業方式については、新卸売市場でのPFI導入は現実的ではないというふうな検討結果になっておりまして、直営の設計施工分離発注方式とするというふうなこととなっております。

○小幡委員

ですよ。設計と施工は分離発注すると。これが工期も短縮できるし、メリットがいろいろ書いてありますよね。これ14人の構成でしたっけ、検討委員会のメンバーの方々は。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

委員おっしゃられるとおり、検討委員のメンバーは14名というふうなことになっております。

○小幡委員

基本構想の資料に見させていただきますと7回ほど会議重ねられてますよね、大学の教授やいろんな関係者が。これ想定ですけど、今回も委員の報酬というか、1万5千円ぐらい。今度の98号で上がってますが、当時の検討委員会の報酬額は1回につきそれぐらい。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

プロポーザルでは5900円でした。

○小幡委員

14名の方に5900円払って、7回以上の検討して、立派な冊子ができて、市長に答申を示したと。その中で、施工に当たっては今、施設の事業方式、設計と施工は別々に分離発注してやるという指針を示されたにもかかわらず、今回は設計と施工をDBプロポーザル方式に変更した理由を教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

当初、資料の説明でもご説明いたしましたけども、今回のDB方式の採用については、まず1点目が交付金の活用でございます。現時点では9億4千万円を概算しておりますけども、その中で今年度3億5千万円、既に内示を受けております。まず、この交付金の活用につきましては、本年度中の契約が必須となっていることから、まずその部分が1点。もう一つが、今回プロポーザル方式につきましては、基本設計ができ上がりまして、37億円というふうな建築費の圧縮の部分を検討いたしました。その中で、今回、新たな取り組みといたしまして、プロポーザルの項目の中にバリューエンジニアリングの提案の設定を考えております。その中で、今回、物流倉庫というふうなところで特殊な施設でございますので、何とか、新たな工法であったり、部材であったりと、そういうふうなアイデアを、提案を広く受けることによって、事業費圧縮を図っていきたいというふうなところで方向転換を考えているところでございます。

○小幡委員

だから、DBプロポーザル方式に変えた理由は今聞きましたけど、何で、答申的には検討委員会が分離発注が最も適しているという結論を出しておるのに、これ完全になぜ無視するのと言いたいわけ。あなた今、VE案出して、少しでも安く上げてほしいと言いますが、ほとんど出ないよ、VE案なんか、プロポーザルでは。一般競争入札で下限と上限しっかり決めて、何で今までどおりの入札方式じゃダメなわけですか。ダメな理由を教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

先ほどの答弁と繰り返しになるんですけども、まず1点目が国の交付金の活用という部分が

1点と、いわゆるプロポーザル方式にすることによって、広く提案を受けたいというふうなことで、方向を変えております。

○小幡委員

その決定はどの段階でだれが決定したんですか、方式の変更。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回議案について上程をさせていただいておりますので、この議案の決定というふうなところで、今回の6月議案の追加提案の内部で決定を行っております。

○小幡委員

ちょっと答弁漏れで、今までの一般競争入札じゃダメな理由をもう一度教えてください、正確に。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

先ほど交付金のお話をさせていただきましたけども、スケジュール、全体工程表の中で、従来方式であるならば、今想定している工期の末が平成31年11月末になるというふうなところで、それと交付金の活用についても間に合わないというふうなところで、今回の方式を変えてる次第でございます。

○小幡委員

その間に合わないという、工期短縮できるという根拠は。一般競争入札じゃできないですか。検討委員会は一般競争入札がスムーズに行けるって。これ、基本設計まで終わってるんでしょう。東畑さんはそこで仕事終わりだよっていうことでしょうか。新たに実施設計をする設計とコンサルと施工業者が、JV組むんですかね、一体になってプロポーザルの臨むということでしょうか。設計、施工が同じ業態の中で今度参入してくるわけでしょうか。これ東畑さんはもう今後二度と入らないわけ、プロポーザル方式のDB方式の中には。除外すると。そこは決まってるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回、募集要領というのを策定していくわけなんですけども、その中にいわゆる設計者については技術者を有していることであったりというふうなことになるので、別に東畑設計事務所を除外するというふうなことにはならないというふうなことを想定しております。

○小幡委員

そもそも構想から基本設計、実施設計まで東畑さんで行くつもりやったんでしょう。通常、コンサル業界って基本設計までつくったら実施設計やりますよ。よそのコンサルが基本設計つくったところに他社のコンサルが実施設計に普通移らないでしょう。そういう認識がありますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回その実施設計、単体で発注するわけではございません。いわゆる設計、施工というふうなところでやりますので、必ずそこがなるというふうなことは想定しておりません。

○小幡委員

いや、今回はそうでしょう。通常的一般競争入札の場合は、今言ってるじゃないですか、答申示されたのは、設計と施工を分離発注しなさいということ。明確に14人の方が7回会議を進めて、大学教授もおられる中で、こういうやり方が一番ベターだよという、市長に提言してるんですよ。それを、今回あなたたち変えようとしてるんでしょう。その変える理由は、今の説明じゃちょっと納得できないし、希薄でよくわからないと言ってるんですよ。なぜ、分離発注、要は設計は設計で、せつかく基本設計まで行ってるのに、そこからなぜ変えるのかと。DBプロポーザル方式になぜわざわざ変えるのかというところを聞いてるんですけども。補助金は別ですよ。なぜ変えるのかを聞いてるんですけど。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

理由につきましては、いわゆる基本設計、そのまま実施設計を行った場合にはこの基本設計の内容を踏襲した形になるというふうに考えております。今回、プロポーザルを行うことによって、基本設計の内容を、いわゆる工法であったり、要は品質であったりというのは、そのままにしながら、さらに安いものを提案を受けたいというふうに考えておりますので、広くVE提案の中で安価になる提案を受けたいというふうに考えております。

○小幡委員

だから、コンサル業務だけを分離発注して、何でVE案ができないんですか。コンサルのほうでもVE案というのはしっかりと提案できるはずでしょう。あなたたちは施工業者からもVE案を聞きたいというんでしょうけども、設計の段階で実施設計に移るに当たってVE案は、設計会社のほうにノウハウがないということを今言ってるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

先ほどの答弁繰り返しになるんですけども、いわゆる設計と施工で組み合わせることによって、新たな提案を受けたいというふうなことが1点、もう1点、先ほどちょっと当初の説明でしてありましたけれども、1点、資材調達の高力ボルト、いわゆるハイテンションボルトの発注につきましては、施工業者が受注してから約6カ月から8カ月資材調達がかかるというふうなのを国土交通省が正式にプレス発表したのが5月末でございます。今回、その部分におきましても設計、施工をすることによって、設計段階から効率的な資材調達のめどを立てていくことは可能であると。それともう1点が、いわゆる従来方式につきましては、実施設計完了後、一般競争入札になるんですけども、現在、市の中で総合評価をやるというふうなことで、総合評価の期間をかんがみたときには、どうしても先ほどの全体工程表で引かせていただいています2021年11月末で事業がかかるというふうな見通しになっております。

○小幡委員

ハイテンションボルトなんて通達が国交省が5月とか言ってますけど、1年前からハイテンションボルトがそろわないというのは、現場はみんな知ってますよ。調達が遅いなんて。東畑さんだって御存じだと思いますよ。それを知らないあなたたちが工程をむりやっこ入れ込んであるわけじゃないんですか、これ。事前にハイテンションボルトがもう足りないなんて、業界の人たちは既に知ってます。国土交通省が発表する以前から。それと、強い農業づくりの交付金、これ、時期ずれたらもうなくなるんですか。次年度、仮に来年要求したらもうできないわけ。今年度限りの予算なんですか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

地方卸売市場の整備にかかわって強い農業づくり交付金を活用させていただくわけなんですけども、現在、3億5千万円程度の内示を受けてる分については、今年度の実設計、工事契約を締結が条件という形になっておりまして、来年度に引き継ぎますと、やはり全国でも市場というのが建設が迎えられる。交付金の、国の予算の取り合いにもなりますので、今約束されているものというのが、内示額から来年度引き続いた工事関係のトータル的な交付金を活用できるということで、来年度になれば、新たな協議を進めていくということになりますので、今、断片的なことで、来年が活用できるかというのはまだ今後の協議ということになりますので、不特定要素が加わるということになります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 12：19

再 開 13：20

委員会を再開いたします。

○小幡委員

続き、質問しますけども、先ほど使用料の話がありました。もう一度、使用料は決定してま

すか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

市場関係者との使用料の協議につきましては、6月21日に卸売会社と買受人や生産者や付属営業機関の各組合と市場関係者の代表者の方々に集まっていただき、新卸売市場整備にかかる関係者会議を開催いたしました。その中で、使用料につきましては、今後協議を行いながら決定していきますというふうなことでございます。

○小幡委員

先ほどいただいた資料の時系列の中で、6月21日金曜日に、今、答弁されたとおりになっておりますが、この37億円になるよと。アバウトでいいんですけど、これ造成費約4億円近く入れたら40億円から41億円になるんですかね。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

委員おっしゃられるとおり、総事業費で約41億円というふうな形になっております。

○小幡委員

市場を利用される方は41億円飯塚市が投資して、庄内のグラウンドに建てるよということは認識されてるんですね。使用料はまだはっきりしてないと。何も、市場関係者の方からは、質疑等は出ませんでしたか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

使用料につきましては、先ほど答弁しましたとおり、主に青果部の青果等が大きな面積の増となっております。青果の卸の会社の部分が大きくなるんですけども、そういった協議は続けてまいりました。

○小幡委員

質問前後しますけど、先ほど強い農業づくり交付金かな、ありましたね、9億円くらい。交付金出ると。あの交付金は今回、事業計画4千平方メートル強増床しますよね。ふえますよね。それは、4千平方メートルがふえようと、ふえまいと交付金の額は変わりますか、変わりませんか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

現在試算しておる交付金9億円につきましては、基本設計で上がってます事業費に対する交付金の算定となっておりますので、ふえた面積についてかかっております。下がれば当然、この交付金の金額も下がってくるというふうな形になります。

○小幡委員

4千平方メートル下がった場合、交付金いくらになります。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

4千平方メートル減った場合の試算は現在やってませんが、補助金の対象施設等の算定を行わなくては行けませんので、現在その部分については算定はしておりません。

○小幡委員

ちょっと使用料に戻りますが、現状の使用料いくらいただいているんですか。明細的にわかります。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

平成30年度の使用料の実績でございますけども、全て含めたところで年間5191万4千円というふうな形になります。

○小幡委員

使用料、年間で5191万4千円。今回、施設が新しくなりますよね。もちろん、使用料は基本的に上がりますよね。想定されてます、いくらぐらいのアップかは。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

主に先ほど答弁しました卸売の会社、青果の部分が大きくなるというふうなことですけども、

ただ、施設の対象面積であったりと買受人、それから卸の会社関連店舗の支払う部分の面積と、いわゆる具体的に申し上げますと共有部分の持ち分とかというのを今後協議していくので、その部分についてはまだ算定は行っておりません。

○小幡委員

基本的に総工事費41億円かけるんでしょう。使用料もある程度想定しないと。事業計画書作つとるでしょう。この事業計画書提出できますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

現在、施設整備にかかる整備費の算定を行っておりますけれども、事業計画書は策定は行っておりません。

○小幡委員

事業計画書なしで、何でもこういう事業をやりたいということを出してくるわけ。そこは信じられないですよ。わかる、言ってる意味、事業計画。事業会計でしょう、これ、市場として。これぐらい投資します、使用料年間これぐらい入ってきます、維持管理費これぐらいかかります、償還期間これだけあります。計画立てないと、この前財政シミュレーションも出てきたけど、こんなの反映されてないわけですか。もう一度、事業計画書あるか、ないか、あれば提出できるか、ちょっとお答えください。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:24

再 開 13:25

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

本日提出させていただいております新卸売市場整備費基本構想と基本設計の比較表に基づいてご説明をいたします。

今回、総事業費41億7234万8千円というふうな中で、今回、交付金の試算を約9億4千万円、その分を差し引いた金額が起債の元金というふうな形になります。その起債の元金に対しまして、起債の利息が3億6114万円というふうな形になります。この起債の元金、20年に対して、交付金を除く経費という部分が、いわゆるこの分の半分が市の持ち出しというふうな形になります。これの約半分が市場関係者の使用料というふうな組み立てになっております。

○小幡委員

それは、使用料の計算方式はもう提示されてた。2分の1が飯塚市が負担して、残りの2分の1は使用者でしょう。千分の3と千分の2かな、青果と花きにおいて。それはわかっているですよ。だから、正確な使用料はまだ出してないということだから、事業計画の中で、大体これぐらいの使用料が入ってきて、今言った投資額と償還年数とで。これは公設公営の事業なんですよ、飯塚市の。ですから、事業計画がしっかりできてますかということなんですよ。今あなたが言ったのは、組み立ての説明だけですよ。事業計画ができてるのかということです。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:27

再 開 13:39

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

今、使用料の資料については作成できておりません。先ほどからの答弁を繰り返しますが、今後、市内部では、経済部とも協力して、使用料を確定して、協議を進めていきたいと思

っております。

○小幡委員

事業計画書はないということですね、まだ。今、現行の使用料を聞きましたね、約5200万円。上がる、上がらないは別にして。普通、議会に提案する場合、事業計画書を基に、41億円投資しますって言うてるんでしょう。使用料を大体、現行でもいいよ、もしくはこれぐらいの使用料が入ってきて、何年償還で、これ、事業会計なんだよね、ただ、毎年年度赤字なのか黒字なのか。赤字の場合、何年後には黒字化できるとか、そういうのをきっちりと議会に報告して、14億円ちょっと当初計画よりも上げさせてくださいという話でしょう。今、どうなるかもわかりません。ただ、建物建てられないかん。交付金もらうには日数が足りない。14億円だけ上がるんですけど、賛成か、反対か。これをさっきから、軽視し過ぎてないかと言ってるんですよ。ちゃんと事業計画のもとに広域に食の安全と、やはり市場の重要性は十分理解してますよ。現にきのう、基本構想の検討された委員の方に尋ねた。その方、もう市場に移らないと言ってますよ。現状、今、関係者が仮に、22年度やったっけ、この建物ができたときに、使用料は置いとったとしても、何社の方が新市場に移られると、執行部のほうは考えられてるんですか。数字わかりますか。把握されてますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:42

再 開 13:53

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

現在、買受人登録となっている数ですけれども、青果が196、花きが93、関連店舗が36、合計325名でございます。今回、卸売市場整備にかかわって、関連店舗等を借りたいというふうにおっしゃられてる買受人の数が、青果が23、関連店舗が7というふうな内訳になっております。

○小幡委員

再確認しますね。関連店舗が36人中、この7名が借りたいと。もう一つは、青果が、196が23。もう一度、再答弁をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

青果の買受人登録をされている方が196です。倉庫を借りたいと言われてる方が23。

ちょっとご説明しますが、青果の買受人登録している196、現在この方が皆さん現市場の倉庫を借られてるわけではないんですね。いわゆる、競りをやったりと、そういうふうな方が196おられるというところです。

○小幡委員

今の説明でいけば、ほぼ196、登録されてる方は、競りも含めて利用したいという認識で飯塚市おるわけですね。その中で新規倉庫を借りたいという申し出があったのが23ということね。関連店舗、今ありますよね、今の市場に。そこが36店舗あるけども、とりあえず今の段階では7店舗は移りたいと。残りの29店舗についてはまだ移転したいかどうかというのははっきりと市としては把握できてないんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

関連店舗についてご説明しますが、現在、36の登録がありますけれども、現卸売市場で関連店舗としてやっているのが23、新たに市場に移りまして、関連店舗を引き続きやると言われてる方が7名というふうな内訳になっております。

○小幡委員

もう一度再確認しますね。関連店舗においては、登録者が36、現行23の方がおってあっ

て、その23から、新市場に移りたいのは7つ。23中7。残りはまだ確認できてないんですか。移る、移らないも。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

現時点におきましては7名の希望があるというふうなことで、残りについては把握できていない部分がございます。

○小幡委員

使用料もそうなんだけど、建てるんでしょう。そこを移ってくれるであろうという人たちが、何社というか、個人にすれば何人なのかわかりませんが。いつまでに把握するつもりでおられるんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本設計が上がるまでというふうな形で協議を行っております。現在、関連店舗7名というふうな部分につきましては、ほぼこの部分については確定の数ということで関連店舗組合とは協議を行っております。

○小幡委員

いや、答えになってないんですよ。今、基本設計できたんでしょう。倉庫の数も、今、平面図見たらできてるじゃない。それは何を基準に倉庫の数を作ったの。ある程度の全員、移動した場合、もしくはちゃんと把握して、必要面積決めてるんじゃないですか。確定が7社ですって言っても、残りの16は、移るか移らないかもわかってないの。だから、それをいつまでに市としては把握するのかという質問してるんですよ。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

大変申し訳ありません。関連店舗7という数については確定をしております。青果の23につきましても、借りられる倉庫の数についても確定しております。その分を基本設計の中に盛り込んでいるというふうな形です。

○小幡委員

青果が23、もう倉庫を借りたいというのは確定ね。関連が7つ借りたいというのが確定ね、倉庫。それで設計したというわけ。そうしたら、ほか借りたいという人はもうシャットアウトということでよいわけ。実施設計でまた動かすわけ。そののところ、どんなふうなんですかね。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今現在、基本設計固めておりますので、その分で確定しているというふうなことになります。

○小幡委員

まだ使用者もはっきりしていないんで、今、使用料も正確なのはまだ出せないわけでしょう。基本的な事業会計における事業計画も、正確にはできてないわけでしょう。先ほどから言うように、これだけの投資します、使用料がこれだけ入ってきますというような計画がないのかということに対しては、正確には答えてないよね。今の段階であるかないかだけ、答弁願います。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

すいません、繰り返しになります。その資料は今ございません。今後、協議して固めていきたいと思えます。

○小幡委員

ちょっといろいろ聞いても、まだ答える段階にないと私は思います。要望だけど、将来、規模は別にして、できますよね。できるまでに、全体で325登録されている方々が、本当にどれだけ移動されて移られて、東京の築地じゃないんだけど、できた後の確認じゃ遅いでしょう。だから、基本設計から実施設計に入らないうち、ちゃんと市場の方ごとに事業計画なり建物平面なり、実施されて、いつまでに移るか移らないか判断願いたいというのは、市のほうから市場関係者に提案できますか。できるとすれば、いつまでに意向を明確にご回答くださいというような進め方をしなくちゃいけないと思うんだけどね。そういう計画はあるのかどうか教えてください。

さい。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本設計を固めるがための施設を移る方の数については現在把握しております。当然、今回コールドチェーンなり新設する中で、現在買受人、青果196、花き93というふうな人数になってますけども、この方々が今回のコールドチェーン化を景気に、いわゆるふえていくというふうなことについては、非常にいいことだというふうに考えておりますので、今後、この買受人さんの方がふえていくことは非常に希望しているところでございます。だから、施設整備をしながら、例えば196が200になりました、新しく整備ができた後に買受人が220になったっていうことは、非常に市場の流通が起きているというふうなことになりますので、そこについては歓迎していきたいというふうに考えております。

○小幡委員

先ほどから事業計画のこと言ってますよね。使用料がまだ決定してないからね。現行の使用料でどういった計画になるか、それを簡単につくれる。きょうじゃない。つくれますか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

ご指摘のございます内容につきましては、今後検討して、作成のほうに努めてまいりたいと思います。

○小幡委員

作成はせないかんのよ。もちろんつくらないかんのよ。それを、いついつにはちゃんと議会のほうに提示させていただくとか、報告させていただくということが、今約束できますかというのを聞いている。つくるのは当たり前よ。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

重複になりますけども、協議して作成を努めていきたいと思っております。

○小幡委員

作成に努めるって、つくろうかなという話じゃない。つくらなくちゃいけないって言うじゃない。これは事業会計だから、議会としてはその予算もちゃんと、決算も審議するんですよ、これから先ね。だから、シミュレーションできるでしょう。ずっと今から赤字でも、これ賛成してくださいってこと。言ったじゃないですか。何年度までは赤字で行くけども、これだけの利用者が仮にふえて、使用料が入れば、次年度ここくらいからプラスになりますと、将来的にはこれくらい投資しても十分やっていけますよという安心感をちゃんと議会に報告できないのかって言ってるんですよ。今から永久的に赤字なのに、我々が、はいどうぞと言えますかというのを、さっきから言ってるんですね。そこら辺もはっきりせずに、我々にさっき、言葉悪いけどボタかぶさないでくれと言ったんだよね。だから事業計画、今は無理というのはもう百歩譲ってわかるから、いついつまでに目標で、ちょっと簡単な事業計画をつくりますというのは返事ができないですかと言ってるんですよ。仮に極端な話、9月議会までに出したいとかね。そこをちょっともう一度、答弁できません。それか市長、約束してくれませんか。

○都市施設整備推進室長

ただいまご質問の事業計画につきましては、先ほど主幹が報告しておりました利用料、市場関係者の皆さん方と利用料についても早急に話し合いを進めて、その結果、事業計画もきちっとまとめて、できるだけ早く議会のほうに報告したいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○小幡委員

いろいろとお尋ねしましたが、現段階では審議に値しないと判断しております。ですから、

今回の追加議案、上程されてますけれども反対の立場で、討論はまた改めて考えさせていただきたいと思うんで、反対ということで。短い討論ですけれども、表明だけしておきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第97号 令和元年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「土地明渡等請求事件の経過」について、報告を求めます。

○財産活用課長

土地明渡等請求事件の経過についてご報告いたします。

まず、この訴訟の概要を簡単にご説明いたします。この訴訟は、資材置き場として貸し付けた範囲を大幅に超えて市有地を占有した嘉飯山砂利建設株式会社に対し、土地の明け渡しと損害金の支払いについて請求するため、飯塚市が平成28年4月に提起したものであります。平成29年2月に土地の明け渡しを確認したため、現在は訴訟内容を変更し、損害金の請求を行っております。また、相手方からは、相手方の費用で飯塚市の土地にコンクリート舗装などを行い、土地の価値を向上させたとして、有益費償還請求反訴事件として、平成29年10月に反訴を提起されております。

では、訴訟事件の経過について報告いたします。本件訴訟については、被告側、嘉飯山砂利建設株式会社が1月11日付けで破産手続開始の申立書を福岡地方裁判所飯塚支部に提出しております。3月1日に破産手続開始決定を受け、破産管財人が選任され、有益費償還反訴事件を受け継ぎました。それに伴い、5月14日と6月18日に弁論準備、6月3日に債権者集会が行われております。5月14日の弁論準備と、6月3日の債権者集会では、被告側は、土地の整地費、生コンの購入費、重機のリース代及び訴訟に係る費用の負担を求める有益費償還請求権を主張し、原告側、飯塚市のコンクリート撤去の損害賠償請求と相殺する和解を求めました。原告側は反訴を和解する必要がなく、平成27年に道路訴訟などの和解金を被告側に支払っており、その経緯を調査することを破産管財人に依頼しております。6月18日の弁論準備では、被告側が裁判所の勧めに従い、反訴の取り下げを検討することとなっております。今回の弁論準備は8月6日、債権者集会は9月2日に行われる予定となっております。以上、簡単ですが訴訟経過の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○ 穎田支所市民窓口課長

公用車による交通事故につきまして、ご報告をいたします。

公用車による交通事故の発生についての資料をお願いをいたします。本件は、平成31年4月6日、土曜日、午後2時50分ごろ、飯塚市佐與地内市道大畑・六反畑線から国道200号バイパスへ出る交差点において、穎田支所市民窓口課職員が、選挙事務投票所の設営確認に向かう途中、信号待ちをしていたところ、大型トラックが交差点内を侵入し、曲がりきれないと判断をいたしまして、バックさせたところ、後方に停車していた相手方車両の前面に追突し、双方の車両を損傷させたものでございます。被害の状況につきましては、市側が車両の後部バンパーの損傷、相手側が車両前面のバンパーの損傷となっています。なお、市側、相手側ともに人身傷害はございませんでした。

今回の事故につきましては、当該職員が後方確認を怠ったことが事故の大きな要因であることから、今後このような事故が起こらないように、集中力を持って運転し、常に安全運転に努めるよう当該職員に強く指導をいたしました。また、他職員につきましても、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 小幡委員

公用車に関する関連の質疑になりますけど、飯塚市が保有する公用車、今何台ほどありますか。

○ 契約課長

公用車の数でございませうけれども、全体で300台ほどございませう。契約課のほうで集中管理車両として100台を管理しておりまして、残りの約200台につきましては各課の所管ということになっております。

○ 小幡委員

公用車、約300台ありますよね。委員会、本会議、よくこの公用車の事故報告がしょっちゅうあつてるんですね。そのたび、注意します、反省しますというような報告なんですけど、過去3年間でもいいんですけど、年間の事故件数は把握できてますか。わかったら教えてください。

○ 契約課長

過去3年間ということございませう。まず、平成28年度につきましては発生件数が36件、それから平成29年度につきましては36件、それから、平成30年度につきましては39件ということ増加傾向にある状況ございませう。

○ 小幡委員

今の報告どおり、一月にすれば平均3件、しょっちゅう事故があつてるんですね。経費が足りないとか、いろんなことあるんですけど、一般的に市の職員と私とか民間人が衝突事故を起こすと、相手側が市の職員となると強気に出るんですよ。訴訟に至るような大きな事故もあろうし、裁判沙汰になることもあろうし、今の時代、ドライブレコーダーを設置した車がやはり事故の判断に有効な手段と考えるんですけども、本市において、公用車に対してドライブレコーダーを設置していくような計画はありますでしょうか。

○ 契約課長

現在、集中管理車両になりますけれども、非常に少ないですけど、5台だけに今ドライブレコーダーがついております。これは、長距離乗るような車に設置しておるわけですけども、今、質問者おっしゃいますように、これまでの事故について、職員の研修なり、そういったことを強化してきておつたわけですけども、昨年からいろいろと調査研究を行いまして、おっしゃいますとおり、ドライブレコーダー、それからバックモニター、そういった直接その運転者が、

いわゆるドライブサポートといいますか、そういうことができる車両の研究、また昨今の安全運転技術ということで、ブレーキサポートだとか、そういった車両を入れていくということで計画をしております。今年度から徐々にふやしていくことは考えておりますけど、一気にできるということをございませんけども、今後とも、そういった技術を取り入れたことで事故防止するというようなことで拡充をさせていきたいというふうには考えております。

○小幡委員

要望ですけど、示談金とか修理代を年間計算すると、費用対効果、ドライブレコーダー、まありースもあるでしょうから、将来的には付けていったほうが何かと有利じゃないかと。特に市長たちが乗る車はしっかりとつけておかないと、相手が市長だったら私は絶対強気に出ますね。そこら辺も加味して、今後、検討課題として要望しております。よろしく。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。

本委員会として、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出たいと思いますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。